

令和 5 年

4 月加賀市議会臨時会議案

令和5年4月加賀市議会臨時会議案

目 次

議案等番号	件 名	頁
報告第1号	専決処分の報告について……………1 (加賀市税条例の一部改正について)	
報告第2号	専決処分の報告について……………7 (加賀市国民健康保険税条例の一部改正について)	
報告第3号	専決処分の報告について……………10 (令和5年度加賀市一般会計補正予算)	
議案第41号	令和5年度加賀市一般会計補正予算……………21	
議案第42号	友好交流都市協定の締結について……………30	

報 告 第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次の事件を別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定によって報告し、その承認を求める。

令和5年4月28日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市税条例の一部改正について

専 決 第 1 号

加賀市税条例の一部改正について

加賀市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月31日専決

加賀市長 宮 元 陸

加賀市税条例の一部を改正する条例

〔 令 和 5 年 3 月 3 1 日 〕
〔 条 例 第 2 1 号 〕

加賀市税条例(平成17年加賀市条例第74号)の一部を次のように改正する。

第39条第1項中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「納入書によって」を「納入書により」に改める。

第45条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第46条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第105条第1項及び第5項並びに第108条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第11条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第13条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第13条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第27項を次のように改める。

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

附則第13条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第21条の2中「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附則第21条の3を削り、附則第21条の3の2を附則第21条の3とする。

附則第21条の7第3項を削る。

附則第22条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規

定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。))に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第23条第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第31条第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第37条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の加賀市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の

固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の加賀市税条例附則第21条の3及び第21条の7第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第22条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報 告 第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次の事件を別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定によって報告し、その承認を求める。

令和5年4月28日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市国民健康保険税条例の一部改正について

専 決 第 2 号

加賀市国民健康保険税条例の一部改正について

加賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月31日専決

加賀市長 宮 元 陸

加賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

〔 令 和 5 年 3 月 3 1 日 〕
〔 条 例 第 2 2 号 〕

加賀市国民健康保険税条例(平成17年加賀市条例第156号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第21条の2中「第22条の2」を「第22条の2第1項」に改める。

第22条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)」に改める。

附則第10項中「第21条第1項」を「第21条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第11項、第12項、第14項から第17項まで、第20項及び第21項中「第21条第1

項の」を「第21条の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の加賀市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報 告 第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次の事件を別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定によって報告し、その承認を求める。

令和5年4月28日提出

加賀市長 宮 元 陸

令和5年度加賀市一般会計補正予算

専 決 第 3 号

令和5年度加賀市一般会計補正予算(第1号)

令和5年度の加賀市一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 333,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 34,319,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月6日専決

加賀市長 宮 元 陸

第1表 歳入歳出予算補正

1歳入

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		5,774,448	333,000	6,107,448
	1. 国庫負担金	3,449,966	133,471	3,583,437
	2. 国庫補助金	2,281,139	199,529	2,480,668
歳入合計		33,986,000	333,000	34,319,000

2歳出

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		11,856,633	68,000	11,924,633
	2. 児童福祉費	4,823,185	68,000	4,891,185
4. 衛生費		3,006,462	265,000	3,271,462
	1. 保健衛生費	1,470,948	265,000	1,735,948
歳出合計		33,986,000	333,000	34,319,000

予 算 説 明 書

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円) ーは減を示す

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	5,774,448	333,000	6,107,448
歳入合計	33,986,000	333,000	34,319,000

(歳出)

(単位：千円) ーは減を示す

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
3. 民生費	11,856,633	68,000	11,924,633	68,000			
4. 衛生費	3,006,462	265,000	3,271,462	265,000			
歳出合計	33,986,000	333,000	34,319,000	333,000			0

2 歳 入

第 15 款 国庫支出金

第 1 項 国庫負担金

(単位：千円) ーは減を示す

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
計	3, 449, 966	133, 471	3, 583, 437			
2 衛生費国庫負担金	0	133, 471	133, 471	1 保健衛生費負担金	133, 471	感染症予防事業費等負担金 133, 471

第 15 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金

(単位：千円) ーは減を示す

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
計	2, 281, 139	199, 529	2, 480, 668			
2 民生費国庫補助金	222, 891	68, 000	290, 891	3 児童福祉費補助金	68, 000	母子家庭等対策総合支援事業費補助金 37, 550 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金 24, 000 子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金 5, 000 母子家庭等対策総合支援事務費補助金 1, 450
3 衛生費国庫補助金	45, 641	131, 529	177, 170	1 保健衛生費補助金	131, 529	感染症予防事業費等補助金 131, 529

3 歳 出

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

(単位：千円) ーは減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳				説 明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
計	4, 823, 185	68, 000	4, 891, 185				68, 000	68, 000				
1 児童福祉総務費	1, 698, 436	29, 000	1, 727, 436	1 報酬	1, 653			29, 000				
				3 職員手当等	826	10 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費	29, 000	29, 000			子育て世帯臨時特別給付金給付事業費 29, 000	
				4 共済費	338							
				8 旅費	51							
				10 需用費	1, 905							
				11 役務費	77							
				13 使用料及び賃借料	150							
				18 負担金、補助及び交付金	24, 000							
5 ひとり親家庭福祉費	258, 183	39, 000	297, 183	3 職員手当等	400			39, 000				
				10 需用費	755	5 ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費	39, 000	39, 000			ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費 39, 000	
				11 役務費	195							
				13 使用料及び賃借料	100							
				18 負担金、補助及び交付金	37, 550							

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費

(単位：千円) ーは減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
計	1, 470, 948	265, 000	1, 735, 948				265, 000	265, 000				
3 予防費	166, 672	265, 000	431, 672	1 報酬	1, 078			265, 000				
				3 職員手当等	344	1 感染症予防対 策費	265, 000	265, 000				予防対策事務費 265, 000 (新型コロナワクチン接種事業)
				4 共済費	160							
				8 旅費	18							
				10 需用費	1, 300							
				11 役務費	4, 845							
				12 委託料	207, 600							
				13 使用料及び 賃借料	945							
				17 備品購入費	100							
				18 負担金、補 助及び交付 金	48, 610							

給 与 費 明 細 書

一般職

総括

(単位:千円)

-は減を示す

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(411) 606	527,430	2,181,955	1,406,518	4,115,903	786,104	4,902,007	
補正前	(409) 606	524,699	2,181,955	1,404,948	4,111,602	785,606	4,897,208	
比 較	(2) 0	2,731	0	1,570	4,301	498	4,799	

()内は、会計年度任用職員以外の職員にあっては、短時間勤務職員数を外書きし、また、会計年度任用職員にあっては、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員数を外書きしたもの。

(単位:千円)

-は減を示す

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	管理職手当	特殊勤務手当	時間外勤務 手当	通勤手当	宿日直手当
	補正後	55,865	24,057	49,766	6,026	261,194	32,522	1,083
	補正前	55,865	24,057	49,766	6,026	260,094	32,522	1,083
	比 較	0	0	0	0	1,100	0	0
	区 分	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	退職手当	地域手当	児童手当	単身赴任手当
	補正後	568,681	359,151		11,091	3,377	33,705	0
	補正前	568,211	359,151		11,091	3,377	33,705	0
	比 較	470	0		0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円) -は減を示す

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	(0) 576	2,108,928	1,288,136	3,397,064	669,428	4,066,492	
補正前	(0) 576	2,108,928	1,287,036	3,395,964	669,428	4,065,392	
比 較	(0) 0	0	1,100	1,100	0	1,100	

()内は、短時間勤務職員数を外書きしたもの。

(単位:千円) -は減を示す

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	管理職手当	特殊勤務手当	時間外勤務 手当	通勤手当	宿日直手当
	補正後	55,865	24,057	49,766	6,026	257,900	31,059	1,083
	補正前	55,865	24,057	49,766	6,026	256,800	31,059	1,083
	比 較	0	0	0	0	1,100	0	0
	区 分	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	退職手当	地域手当	児童手当	単身赴任手当
	補正後	455,056	359,151		11,091	3,377	33,705	0
	補正前	455,056	359,151		11,091	3,377	33,705	0
	比 較	0	0		0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

-は減を示す

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(411) 30	527,430	73,027	118,382	718,839	116,676	835,515	
補正前	(409) 30	524,699	73,027	117,912	715,638	116,178	831,816	
比 較	(2) 0	2,731	0	470	3,201	498	3,699	

()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員数を外書きしたもの。

(単位:千円)

-は減を示す

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	管理職手当	特殊勤務手当	時間外勤務 手当	通勤手当	宿日直手当
	補正後					3,294	1,463	
	補正前					3,294	1,463	
	比 較					0	0	
	区 分	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	退職手当	地域手当	児童手当	単身赴任手当
	補正後	113,625						
	補正前	113,155						
	比 較	470						

議 案 第 41 号

令和5年度加賀市一般会計補正予算(第2号)

令和5年度の加賀市一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 555,100 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 34,874,100 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月28日提出

加賀市長 宮 元 陸

第1表 歳入歳出予算補正

1歳入

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		6,107,448	555,100	6,662,548
	2. 国庫補助金	2,480,668	555,100	3,035,768
歳入合計		34,319,000	555,100	34,874,100

2歳出

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,038,087	299,700	3,337,787
	1. 総務管理費	2,435,252	299,700	2,734,952
3. 民生費		11,924,633	255,400	12,180,033
	1. 社会福祉費	5,664,484	255,400	5,919,884
歳出合計		34,319,000	555,100	34,874,100

予 算 説 明 書

一般会計補正予算----- 3

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円) ーは減を示す

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	6,107,448	555,100	6,662,548
歳入合計	34,319,000	555,100	34,874,100

(歳出)

(単位：千円) ーは減を示す

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2. 総務費	3,038,087	299,700	3,337,787	299,700			
3. 民生費	11,924,633	255,400	12,180,033	255,400			
歳出合計	34,319,000	555,100	34,874,100	555,100			0

2 歳 入

第 15 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金

(単位：千円) ーは減を示す

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
計	2,480,668	555,100	3,035,768			
23 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	19,205	255,400	274,605	1 新型コロナウイルス感染 症対応地方創生臨時交付 金	255,400	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 255,400
26 デジタル田園都市国家構想交付 金	137,933	299,700	437,633	1 デジタル田園都市国家構 想交付金	299,700	デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タ イプ） 299,700

3 歳 出

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円) ーは減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
計	2,435,252	299,700	2,734,952				299,700	299,700				
8 企画費	975,689	299,700	1,275,389	12 委託料	299,700			299,700				
						3 企画振興費	129,700	129,700				スマートシティ推進費 129,700 (加賀市版スマートパス構想事業 生体パスポートを活用した手ぶら サービス事業費)
						13 移住・交流推進費	170,000	170,000				移住・定住促進事業費 170,000 (加賀市版スマートパス構想事業 電子市民証を活用した割引サービ ス事業費)

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円) ーは減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
計	5,664,484	255,400	5,919,884				255,400	255,400				
1 社会福祉総 務費	283,256	255,400	538,656	1 報酬	2,008			255,400				
				3 職員手当等	1,452	7 臨時特別給付 金給付事業費	255,400	255,400			臨時特別給付金給付事業費 255,400 (価格高騰重点支援給付事業費)	
				4 共済費	399							
				10 需用費	755							
				11 役務費	2,709							
				12 委託料	2,000							
				13 使用料及び 賃借料	3,077							
				18 負担金、補 助及び交付 金	243,000							

給 与 費 明 細 書

一般職

総括

(単位:千円)

-は減を示す

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(412) 606	529,438	2,181,955	1,407,970	4,119,363	786,503	4,905,866	
補正前	(411) 606	527,430	2,181,955	1,406,518	4,115,903	786,104	4,902,007	
比 較	(1) 0	2,008	0	1,452	3,460	399	3,859	

()内は、会計年度任用職員以外の職員にあっては、短時間勤務職員数を外書きし、また、会計年度任用職員にあっては、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員数を外書きしたもの。

(単位:千円)

-は減を示す

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	管理職手当	特殊勤務手当	時間外勤務 手当	通勤手当	宿日直手当
	補正後	55,865	24,057	49,766	6,026	262,244	32,522	1,083
	補正前	55,865	24,057	49,766	6,026	261,194	32,522	1,083
	比 較	0	0	0	0	1,050	0	0
	区 分	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	退職手当	地域手当	児童手当	単身赴任手当
	補正後	569,083	359,151		11,091	3,377	33,705	0
	補正前	568,681	359,151		11,091	3,377	33,705	0
	比 較	402	0		0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円) -は減を示す

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	(0) 576	2,108,928	1,289,136	3,398,064	669,428	4,067,492	
補正前	(0) 576	2,108,928	1,288,136	3,397,064	669,428	4,066,492	
比 較	(0) 0	0	1,000	1,000	0	1,000	

()内は、短時間勤務職員数を外書きしたもの。

(単位:千円) -は減を示す

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	管理職手当	特殊勤務手当	時間外勤務 手当	通勤手当	宿日直手当
	補正後	55,865	24,057	49,766	6,026	258,900	31,059	1,083
	補正前	55,865	24,057	49,766	6,026	257,900	31,059	1,083
	比 較	0	0	0	0	1,000	0	0
	区 分	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	退職手当	地域手当	児童手当	単身赴任手当
	補正後	455,056	359,151		11,091	3,377	33,705	0
	補正前	455,056	359,151		11,091	3,377	33,705	0
	比 較	0	0		0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

-は減を示す

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(412) 30	529,438	73,027	118,834	721,299	117,075	838,374	
補正前	(411) 30	527,430	73,027	118,382	718,839	116,676	835,515	
比 較	(1) 0	2,008	0	452	2,460	399	2,859	

()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員数を外書きしたもの。

(単位:千円)

-は減を示す

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	管理職手当	特殊勤務手当	時間外勤務 手当	通勤手当	宿日直手当
	補正後					3,344	1,463	
	補正前					3,294	1,463	
	比 較					50	0	
	区 分	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	退職手当	地域手当	児童手当	単身赴任手当
	補正後	114,027						
	補正前	113,625						
	比 較	402						

議 案 第 42 号

友好交流都市協定の締結について

本市は、リトアニア共和国ビルシュトナス市と相互の理解と友好を深めるため、ここに友好交流都市協定を締結する。

令和5年4月28日提出

加賀市長 宮 元 陸

【参考資料】

条例案件新旧対照表

令和 5 年

4 月加賀市議会臨時会

令和5年4月加賀市議会臨時会
条例案件新旧対照表

目 次

件 名	頁
(報告第1号) 加賀市税条例の一部改正について.....	1
(報告第2号) 加賀市国民健康保険税条例の一部改正について.....	18

加賀市税条例(平成17年加賀市条例第74号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
※第1条から第38条まで 略 （給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等） 第39条 前条の特別徴収義務者は、月割額及び第37条第5項の規定によって徴収する特別徴収税額(以下「月割額等」という。)を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額等を施行規則第5号の15様式_____による納入書によって納入しなければならない。 ※2 略 ※第40条から第44条の6まで 略 （法人の市民税の申告納付） 第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式_____による納付書により納付しなければならない。 ※2から4まで 略	※第1条から第38条まで 略 （給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等） 第39条 前条の特別徴収義務者は、月割額及び第37条第5項の規定によって徴収する特別徴収税額(以下「月割額等」という。)を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額等を施行規則第5号の15様式又は第5号の15の2様式による納入書により納入しなければならない。 ※2 略 ※第40条から第44条の6まで 略 （法人の市民税の申告納付） 第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。 ※2から4まで 略	

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式_____による納付書により納付しなければならない。

※6から16まで 略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第46条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく不足税額の納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式_____による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

※6から16まで 略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第46条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく不足税額の納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合には____、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の

翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

※3・4 略

※第47条から第104条まで 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第105条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第103条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第103条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

※2から4まで 略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税

翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

※3・4 略

※第47条から第104条まで 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第105条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第103条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第103条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

※2から4まで 略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税

金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第108条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して、施行規則第34号の2の5様式_____による納付書によって納付しなければならない。

※第106条から第107条の2まで 略

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第108条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式_____による納付書によって納付しなければならない。

※2 略

※以下 略

附 則

※第1条から第10条の4まで 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第11条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の

金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第108条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

※第106条から第107条の2まで 略

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第108条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

※2 略

※以下 略

附 則

※第1条から第10条の4まで 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第11条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の

規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

※2・3 略

※第12条・第12条の2 略

(読替規定)

第13条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第68条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第13条の2 ※本文 略

※2 略

3 法附則第15条第15項に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。

4 法附則第15条第22項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

※2・3 略 略

※第12条・第12条の2 略

(読替規定)

第13条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第68条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第13条の2 ※本文 略

※2 略

3 法附則第15条第14項に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。

4 法附則第15条第21項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

- 5 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第23項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定

- 5 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第22項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定

する条例で定める割合は、4分の3とする。 17 法<u>附則第15条第26項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 18 法<u>附則第15条第26項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 19 法<u>附則第15条第26項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 20 法<u>附則第15条第29項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 21 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 22 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 23 法<u>附則第15条第39項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 24 法<u>附則第15条第43項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 25 法<u>附則第15条第44項</u>に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 ※26 略 27 法<u>附則第64条</u>に規定する条例で定める割合は、0とする。 (新築住宅等に対する固定資産税等の減額の規定の適用を受けよう	する条例で定める割合は、4分の3とする。 17 法<u>附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 18 法<u>附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 19 法<u>附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 20 法<u>附則第15条第28項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 21 法<u>附則第15条第32項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 22 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 23 法<u>附則第15条第38項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 24 法<u>附則第15条第42項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 25 法<u>附則第15条第43項</u>に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 ※26 略 27 法<u>附則第15条の9の3第1項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 (新築住宅等に対する固定資産税等の減額の規定の適用を受けよう
--	--

とする者がすべき申告) 第13条の3 ※本文 略 ※2から11まで 略 — — — — — 12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該	とする者がすべき申告) 第13条の3 ※本文 略 ※2から11まで 略 12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u> (2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u> (3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u> (4) <u>当該工事が完了した年月日</u> (5) <u>当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u> 13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該
--	---

耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

※(1)から(4)まで 略

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

※(6) 略

13 ※本文 略

※第13条の3から第21条まで 略

第21条の2 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第149条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第21条の3 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第21条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第88条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

※(1)から(4)まで 略

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

※(6) 略

14 ※本文 略

※第13条の3から第21条まで 略

第21条の2 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第149条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

—

—

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第21条の3の2 ※本文 略

※2から4まで 略

※第21条の4から第21条の6まで 略

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第21条の7 ※本文 略

※2 略

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第89条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第22条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)(i)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

第21条の3 ※本文 略

※2から4まで 略

※第21条の4から第21条の6まで 略

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第21条の7 ※本文 略

※2 略

—

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第22条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)(i)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分

の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)(i)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア(イ)</u>	<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>
<u>第2号ア(ウ)(i)</u>	<u>6,900円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>5,400円</u>
<u>第2号ア(ウ)(ii)</u>	<u>3,800円</u>	<u>1,900円</u>

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)(i)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

	5,000円	2,500円
4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)(i)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円
5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に		

に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車

_____（営業用の乗用のものに限る。）
に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分
_____の自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句 _____ とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第90条の規定の適用については _____

_____, 当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）（i）中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第90条の規定の適用については _____

_____, 当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号

の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第23条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

※2・3 略

※第24条から第30条まで 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第31条 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定め

指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第23条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

※2・3 略

※第24条から第30条まで 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第31条 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定め

る金額に相当する額とする。

(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額

(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 48万円

イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

※3 略

※第32条から第36条まで 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第37条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年

る金額に相当する額とする。

(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額

(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 48万円

イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

※3 略

※第32条から第36条まで 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第37条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年

法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第25条の規定を適用する。

法律第25号_____)
_____)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第25条の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の加賀市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」とい

う。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の加賀市税条例附則第21条の3及び第21条の7第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第22条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

加賀市国民健康保険税条例(平成17年加賀市条例第156号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
※第1条 略 （課税額） 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次の各号に掲げる額の合算額とする。 （1） 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。) （2） 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)	※第1条 略 （課税額） 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次の各号に掲げる額の合算額とする。 （1） 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。) （2） 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)	

(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が61万円を超える場合には、基礎課税額は、61万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

※第3条から第20条まで 略

(国民健康保険税の減額)

(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が61万円を超える場合には、基礎課税額は、61万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

※第3条から第20条まで 略

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

※(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当するものを除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 13,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,400円

(イ) 特定世帯 5,200円

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

※(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当するものを除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 13,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,400円

(イ) 特定世帯 5,200円

(ウ) 特定継続世帯 7,800円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,450円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,100円

(イ) 特定世帯 1,550円

(ウ) 特定継続世帯 2,325円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,850円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,200円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当するものを除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割

(ウ) 特定継続世帯 7,800円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,450円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,100円

(イ) 特定世帯 1,550円

(ウ) 特定継続世帯 2,325円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,850円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,200円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当するものを除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割

額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,520円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,160円

(イ) 特定世帯 2,080円

(ウ) 特定継続世帯 3,120円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の
被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を
除く。)1人について 1,780円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の
世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定
める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,240円

(イ) 特定世帯 620円

(ウ) 特定継続世帯 930円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付
金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人につ
いて 1,940円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につ
いて 880円

※2 略

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人につ
いて 5,520円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,160円

(イ) 特定世帯 2,080円

(ウ) 特定継続世帯 3,120円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の
被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を
除く。)1人について 1,780円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の
世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定
める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,240円

(イ) 特定世帯 620円

(ウ) 特定継続世帯 930円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付
金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人につ
いて 1,940円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につ
いて 880円

※2 略

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第22条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

※第21条の2・第22条 略

(特例対象被保険者等に係る申告)

第22条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第22条の2第1項において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

※第21条の2・第22条 略

(特例対象被保険者等に係る申告)

第22条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給

資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

※第23条から第27条まで 略

附 則

※1から9まで 略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用につ

資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

※第23条から第27条まで 略

附 則

※1から9まで 略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用につ

いては、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の

いては、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の_____規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の

金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

※13 略

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
- （上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」と

金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

※13 略

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
- （上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」と

とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係

とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の____規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の____規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係

る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

※18・19 略

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21

る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

※18・19 略

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21

条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

21 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

21 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の加賀市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。